

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	6
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	6
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	6
道監査委員公表	
○監査公表第12号……………	6

告 示
北海道告示第677号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（南るもい地区中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、平成26年10月8日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成26年10月7日
北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第678号
農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。
平成26年10月7日
北海道知事 高 橋 はるみ
1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
留萌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌市・苫前郡苫前町・初山別村（以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	苫前郡初山別村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、初山別村（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに留萌市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第679号	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。	
平成26年10月7日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 土砂災害警戒区域の箇所番号	
羽幌駅ウラの沢川（I-52-0210）	
2 土砂災害警戒区域の表示	
苫前郡羽幌町緑町（次の図のとおり）	
3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
土石流	
（「次の図」は省略し、その図面を北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成25年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成26年10月7日

北海道監査委員 丸 岩 公 充
北海道監査委員 佐々木 恵美子
北海道監査委員 鮎 谷 長 藏
北海道監査委員 竹 谷 千 里

正 誤

○平成26年9月30日（号外第27号）

北海道規則第71号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

1 ページ左欄7行目の次に次のように加える。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年北海道規則第85号）の一部を次のように改正する。